

### 随意契約内容及び選定理由書

委託件名	平成26年～28年度金物・ガラス類、プラスチック製容器包装、ペットボトル選別保管業務委託（南部地区）		
履行場所	松山市南部地区		
委託の内容	松山市一般廃棄物処理実施計画に基づき、市が指定する委託業者により運搬先まで収集運搬された金物・ガラス類、プラスチック製容器包装及びペットボトルを、市が示す品目に選別後、保管及び残渣処理する業務内容です。		
履行期間	平成	26	年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日
契約年月日	平成	25	年 11 月 8 日
契約金額	302,940,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市南吉田町2145-1	
	名称	松山容器株式会社	
選定理由	本業務に対応出来る選別ライン、ストックヤード及び計量器を保有している業者が、現在2者となっておりますが、本市の発生量を適正に処理するには1者では対応できないため、市内を北部地区と南部地区に分け、南部地区については、当該業者と随意契約を行うものです。		
契約担当課	清掃課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。